

# 札幌大谷大学

平成 24 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 25 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 札幌大谷大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、札幌大谷大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的と設置学部・学科の教育目的は明確かつ具体的に学則で規定されており、時代の変化に即した教育目標と大学の個性・特色は社会に明示されている。

大学の重要事項は「大学協議会」で審議・決定され、学長が全教職員に直接説明を行うことによって教職員の支持を得て実施されており、学内外へも適切に周知されている。

#### 「基準2. 学修と教授」について

入学者の受入れ方針は社会に明示され、厳正な入学者選抜が行われている。

教育課程は適切に編成され、特色ある教育方法が工夫・開発されている。単位認定条件・成績評価基準・進級条件が学生に明示され、公正に実施されている。キャリア支援プログラムが整備され、学生の社会的自立を促す指導が適切に行われている。

教職員が問題意識を共有し、協働して学修支援と教育課程の改善を行っている。授業評価アンケートの結果を教育へ還元するために授業改善計画書の作成を教員に義務付けるなど、教育改善への工夫が見られる。また、日常的な学生生活支援に加え、学生相談室を利用して充実した福利厚生の実現を目指している。

図書館、コンピュータ室など、学修に不可欠かつ重要な施設が適切に管理され、少人数教育が求められる芸術学部の2学科では適切に保たれた学生数で授業が行われている。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

学校法人札幌大谷学園（以下学園）は寄附行為及び関連諸規則を整備し、関連法令を遵守しながら運営されており、経営の規律と誠実性は保たれている。

環境保全と人権保護及び安全確保に必要な諸規定が整備されており、大学の教育・財務情報は適正な方法で公表されている。

学園の使命・目的達成の最高意思決定機関として理事会を位置付け、その下に設置された常務会と「大学運営・諮問会議」において事業計画・中長期資金計画を策定するなど、大学の目的実現に向けての運営体制は適切に整備されている。また、全学的基本事項に関連する意思決定機関として、学長が議長を務める「大学協議会」を設置し、学長補佐と事務局長による支援体制のもとに、学長がリーダーシップを発揮できる体制が構築されている。

業務が効果的に執行できる管理・運営組織が構築されており、適切に機能している。

内部監査室を設置し、定期的監事監査・監査法人による会計監査とともに、会計処理と監査を厳正に行っている。

#### 「基準 4. 自己点検・評価」について

大学は平成 24(2012)年度に、これまでの規定を改定して、「自己点検・評価委員会規程」を制定して自己点検・評価体制を確立し、学長のリーダーシップのもとで自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価委員会の作業部会が自己点検・評価報告書を作成し、それは学内のネットワーク上で全専任教員の確認をとって公表されており、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価が行われている。

現状把握のためのデータは各委員会や各課において幅広く収集・分析されている。

平成 23(2011)年度以降は、ホームページにおいて自己点検・評価報告書の公表が計画されている。

自己点検・評価で挙げられた課題は関連部局で検討され、「FD 分科会報告書」にまとめられている。組織改編を機に、大学の自主性・自律性をより重視した PDCA サイクルを構築するための取組みが進められている。

総じて、大学は自らが掲げる建学の精神や使命・目的に基づき適切に教育・研究に取り組んでいる。大学は道内唯一の芸術系大学であると同時に地域の特色を反映した学科設置を行っており、それを一層強く意識した運営が今後期待される。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 【理由】

学則第 1 条で各学部・学科の設置目的が、芸術学部音楽学科では「我が国そして北海道音楽文化の次代の担い手を養成する」、芸術学部美術学科では「北海道美術文化の次代の担い手を養成する」、社会学部地域社会学科では「地域で活躍する人材の基盤づくりを目的とする」と非常に明確かつ簡潔に表現・規定されており、その実現に向けた教育目標がホームページなどの広報媒体を使って明快かつ簡潔な表現で社会に示されている。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

### 【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

### 【理由】

特色ある建学の精神に基づく教育目的とともに、設置学部・学科の個性・特色が学則第1条において明確に述べられ、大学案内、学生便覧、ホームページなどの広報媒体を通じて社会に向けて明示されている。

また、大学は時代の変化に即した教学組織のあり方を継続的に検討かつ見直しを行い、学校教育法及び設置基準が定める諸条件を満たしながら適切に運営されている。

## 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

### 【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

### 【理由】

大学の使命・目的及び教育目的の実現に関わる重要事項は「大学協議会」において審議・決定されており、各教学組織の代表が「大学協議会」の構成員となることによって、決定事項に対する学内教職員の理解と支持が大きく遅滞することなく得られている。

大学の使命・目的及び教育目的は、兼任教員を含む全教職員に対して年度初めに行われるFD(Faculty Development)研修会において学長から直接説明され、ホームページなどの手段を使って学外へ十分に広報・周知されている。

大学の中長期計画及び三つの方針に関わる重要事項は「大学協議会」で審議・策定され、平成24(2012)年には組織の改編が実施されている。

大学が掲げる使命・目的及び教育目的は設置教学組織における教学内容や多様なコース設定に反映され具現化されている。

## 基準2. 学修と教授

### 【評価結果】

基準2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

## 2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 【理由】

学部・学科の入学者受入れ方針（アドミッションポリシー）は大学案内、学生便覧及びホームページに明示されている。

また、大学は入学者選抜を入試委員会のもとで厳正に実施している。芸術学部音楽学科では特色ある「指導者推薦（AO 型）入学試験」を実施するなど、多様な入試選抜区分を設けて受入れ方法の工夫をしている。

入学定員に沿った学生受入れ数については、一部の学科で入学定員の未充足という不安材料はあるが、芸術学部の 2 学科は入学定員を満たしている。

## 2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### 【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 【理由】

各学部・学科の教育目的を踏まえた教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）は、教育研究上の目的に基づいて教育目標達成のために明確化されており、学生便覧、大学案内、ホームページにおいて学内外に明示されている。

設置学科の特色は、多様なコース編成と十分に工夫された科目開設に見られる。特に、芸術学部音楽学科では少人数教育が徹底され、教育内容の成果を社会に問うための演奏会が多数設定されている。また、音楽指導コースでは、教育現場で学生が幼児・児童に対してピアノ指導を行うなど、より実践的な教育方法が開発されている。

更に、大学は FD 委員会を設け、授業方法の工夫・改善を組織的に推進している。

## 2-3 学修及び授業の支援

- 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

### 【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

**【理由】**

職員が構成員として教務委員会に参加し情報を共有するなど、教職員協働で学修及び授業支援策が検討されている。また、副手及び教務補佐員を配置し、授業や実技をきめ細かにサポートしている。

全ての専任教員が毎週 1 コマ以上のオフィスアワーを設定している。クラス担任制やゼミナール担任制を導入して学修支援を行うとともに、出席調査を行い休退学者の削減を図っている。

学修支援に対する意見・要望をくみ上げるために、授業評価アンケートに自由記述欄を設けるとともに、学生投書箱を設置している。

**2-4 単位認定、卒業・修了認定等**

**2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用**

**【評価結果】**

基準項目 2-4 を満たしている。

**【理由】**

学位授与方針（ディプロマポリシー）は学則に明記され、学生便覧、ホームページなどで明示され、学内外に公表されている。また、シラバスに各科目の評価基準が明示され、単位認定及び成績評価の公平性が図られている。

社会学部地域社会学科においては、厳正な成績評価のため GPA(Grade Point Average) 制度を導入し、各学年での履修登録単位数の上限を設定している。

**2-5 キャリアガイダンス**

**2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備**

**【評価結果】**

基準項目 2-5 を満たしている。

**【理由】**

平成 22(2010)年度から、履修科目にキャリア教育科目として「キャリアプラン基礎」「キャリアプラン応用 I」「キャリアプラン応用 II」を新設し、科目化したことによりキャリア支援のプログラムが整備された。

また、キャリア支援のために「S:LABO」(就職相談室)を設置し、学生が利用しやすい環境を作っている。インターンシップにおいて、毎年受入れ企業及び参加学生が増加している。キャリア教育科目、就職支援講座などを多彩に開講しており、就職・進学に関する相談・助言体制が整備され、機能している。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

#### 【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

#### 【理由】

各学期末に授業評価アンケートを実施し、その結果を授業担当者に通知している。平成 20(2008)年度から、各学期の授業開始後第 4、5 週目に出席状況調査を実施し、欠席の多い学生については、教務委員、当該コース主任、実技担当教員で情報を共有し指導を行っている。

授業評価アンケートに基づいた授業改善計画書の提出を教員に義務付けるなど、教育目的の達成状況の点検が工夫されている。また自己点検・評価活動の総括で指摘された問題点に基づいたカリキュラムの変更やコースの新設など、さまざまな側面で改善が行われている。

また、FD 研修会を開催して授業評価アンケート結果を分析し、それを教育改善に役立てている。

## 2-7 学生サービス

### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

#### 【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

#### 【理由】

安定した学生生活を支援するために学生相談室が設置され、福利厚生観点から食堂、売店及び保健室が整備されている。また、学生委員会及び学務課が学生生活、学生自治会活動、福利厚生、健康管理及び奨学金関連の支援業務を行っている。

平成 19(2007)年度に学生投書箱を設置し、平成 23(2011)年度に学生満足度調査を開始するなど、学生からの要望をくみ上げる方策を講じ、要望への対応状況を掲示板に掲示している。平成 23(2011)年度に行われた学生満足度調査で、学生生活全般に関する学生の意見・要望を分析した結果、施設・設備面での不足と事務対応に対する不満の 2 点を確認したので、改善を図った。

また、学生委員会は学生自治会を中心とした学生組織と情報交換を密に行い、必要に応じて学生との面談を行うことにより、学生のニーズの把握に努めている。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

### 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

**【評価結果】**

基準項目 2-8 を満たしている。

**【理由】**

教育目的、教育課程に則した教員が概ね適切に配置されている。毎年度当初に FD 研修会が開催され、全学科及びコースごとに教員の資質・能力向上への取組みが行われている。教員に対し自己の教育についてのアンケートが実施され、教員がそれを点検・評価した結果が教授会で説明されている。その結果に基づいて、学長が教員に助言を与えている。

教員の資質・能力の向上という観点から、FD 研修会の開催、授業アンケートの検討と各教員の授業改善計画書の義務化など、大学は教育改善に努めている。

**2-9 教育環境の整備**

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

**【評価結果】**

基準項目 2-9 を満たしている。

**【理由】**

図書館、コンピュータ室が整備され、学生が十分に利用できる環境にある。情報システム委員会が情報教育システムを適切に管理・運営し、その充実を図っている。

また、第 2 図書館の開設により閲覧座席が増え、蔵書や資料収集に力を入れ、情報サービス施設などが整備され、教育環境が改善されている。

音楽学科では、適切な学生数の少人数授業が実施されている。音楽学科の実技技能教育はレベル別に分けた適切な学生数で授業が行われ、講義系科目においてもレベル別に分けた授業が実施されている。

**基準 3. 経営・管理と財務**

**【評価結果】**

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**3-1 経営の規律と誠実性**

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関

連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

学園は、学校法人札幌大谷学園寄附行為及び同寄附行為施行細則などにより適正に運営されており、関連諸規則を定め、経営の規律と誠実性の維持に努めている。理事会付託事項などの審議機関として、理事長・常務理事・各部門長などで構成する常務会及び理事長の諮問機関として大学運営・諮問会議を設置し、これらの機関が事業計画や中長期資金計画などを協議・策定し、その実現に向け継続的な努力がなされている。

学園監事と内部監査室による監査体制が機能しており、各法令を遵守した適正な大学運営が行われている。「クリーン・エコキャンパス」を宣言して環境保全に力を入れており、各種ハラスメント防止規定が整備されている。学校教育法施行規則によって公表が定められている教育研究活動などの状況及び私立学校法第 47 条に規定されている財務情報は、ホームページなどで公開されている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

学校法人札幌大谷学園寄附行為及び関連諸規定によって、理事会が最高意思決定機関として位置付けられている。理事会は概ね月 1 回開催されており、理事の出席率は高く、学園の使命・目的の達成に向けた体制が整備されている。理事の選考に関する要件などは寄附行為及び寄附行為施行細則により規定されており、理事は適正に選考されている。また、常務会が設置されており、月 2 回開催される定例の常務会において理事会からの付託事項、日常業務の審議、意思決定を行うなど、理事会の機動性は高い。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

**【理由】**

教学に関する全学的基本事項の意思決定機関として大学協議会、各学部に関する事項の決定機関として学部教授会を設置しており、関連規定によってそれらの権限と責任が明確に定められている。

大学協議会は学長が議長となり召集するよう定められており、学長がリーダーシップを発揮できる体制が構築されている。また、学長業務の支援体制として、教育については学長補佐、管理運営については事務局長が補佐する体制を整えており、スムーズな意思決定がなされている。

**3-4 コミュニケーションとガバナンス**

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

**【評価結果】**

基準項目 3-4 を満たしている。

**【理由】**

理事長と学長が大学運営・諮問会議の構成員となって大学運営に関する課題を緊密に協議しており、管理部門と運営部門は効率的に連携している。学園連携会議、課長連絡会が設置され、意思決定機関にあげる審議事項などが事前に示されており、事務局におけるコミュニケーションが図られている。

監事の選任に関しては、寄附行為及び寄附行為施行細則により選任要件が定められ、適切に選考が実施されている。また、監事による週1回の監査業務も適正に実施されている。

評議員会は寄附行為の定めに従い適正に運営されている。また、新規採用者を対象とした理事長懇談会、年初めの「修正会法要」などにおいて、理事長から学園運営方針や課題などが示されており、理事長がリーダーシップを発揮することができる体制が整えられている。

また、関係部署からの提案事項については、決裁の簡素化を図るとともに、重要事項については「大学協議会」、理事会などに上申されるなど適切に反映できる形となっている。

**【参考意見】**

○評議員会への出席率の低い評議員が一部に認められるので、出席率を上げる工夫が望まれる。

**3-5 業務執行体制の機能性**

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

### 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### 【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

#### 【理由】

職員の職制及び所掌は「学校法人札幌大谷学園事務組織及び職制規程」によって定められ、大学の使命・目的を達成するための事務体制が構築されており適切に機能している。職員の採用、昇任及び異動は所属長の推薦に基づき常務会、理事会で適正に審議されている。

職員の資質・能力向上を目的として、職員全員を対象に、時事的なテーマを設定し、ワークショップを取入れた研修を毎年1回実施している。また、職員の意識向上と自己研さんのため目標管理制度である「自己点検評価」を実施し、上長の考課のもと職員の業務に適切にフィードバックしている。

### 3-6 財務基盤と収支

#### 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

#### 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

#### 【理由】

理事会は大学・短大合同の中長期資金計画を作成し、それをもとにして学園の将来計画を策定している。予算編成に際しては、予算が将来計画に基づいたものとなるよう、将来計画が各学科と各事務部局に周知されている。

社会学部地域社会学科と芸術学部美術学科の開設時期が重なったため、消費支出比率が若干高まったが、平成23(2011)年度の消費支出比率と、高い人件費比率への対策が検討されており、ともに漸次改善が見込まれる。

### 3-7 会計

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

#### 【理由】

学校法人会計基準、「学校法人札幌大谷学園経理規程」及び「学校法人札幌大谷学園経理規程施行細則」などに基づき、会計処理は適正に行われている。

平成 23(2011)年度に内部監査室が設置され、「学校法人札幌大谷学園内部監査規程」に基づく内部監査が実施されている。会計監査の体制は整備され、会計監査は厳正に実施されている。

学園は定期的に監査法人による監査を受けており、監査報告書受領時に理事長、監事、法人本部長、事務局長及び財務課長が監査の講評を受ける。また学園監事は、「学校法人札幌大谷学園監事監査規則」に基づき業務及び会計に関する監査を行い、監査報告の附帯意見として改善指導事項を理事会に上程している。

#### 基準 4. 自己点検・評価

##### 【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

##### 【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

##### 【理由】

大学は、これまで日本高等教育評価機構の評価基準を準用して自己点検・評価活動を行ってきており、平成 24(2012)年度は、大学が独自に設定した基準を評価基準に加えて自己点検・評価活動を行った。

平成 24(2012)年度、新たに「自己点検・評価委員会規程」が制定され、学長のリーダーシップのもとで行われる「大学の使命・目的達成のための自己点検・評価体制」が確立された。

大学の自己点検・評価活動は開学時から継続して行われており、平成 22(2010)年度には開学から完成年度までの 4 年間を総括した自己点検・評価報告書がまとめられた。その後は、自己点検・評価報告書は各年度発行されている。

##### 4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

##### 【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

**【理由】**

自己点検・評価報告書は自己点検・評価委員会の作業部会を構成する各委員長、事務局長及び関係部署の課長によって執筆され、自己評価担当者、企画総務課長及び企画総務課担当係長によって各種データや規定などの根拠資料と照合され、編集されている。更に、学内のネットワーク上で全専任教員に内容の確認をとった上で公表されており、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価が行われている。

現状把握のためのデータは、各委員会や各課において幅広く収集・分析され、教授会において報告されている。

開学当初4年間は、自己点検・評価は行われたものの、その結果は公表されず学内資料として配付されるにとどまった。平成22(2010)年度の自己点検・評価の結果は平成23(2011)年度にホームページ上で公表され、この後は継続して公表されることになっている。

**4-3 自己点検・評価の有効性**

**4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性**

**【評価結果】**

基準項目4-3を満たしている。

**【理由】**

作業部会を中心に立案・実施された自己点検・評価の結果は自己点検・評価委員会の委員長がとりまとめて「企画点検委員会」に報告され、「企画点検委員会」がその結果を公表している。そこで挙げられた問題の改善計画は学科会議と各委員会において検討されるほか、FD研修会の分科会においても検討され、その結果は「FD分科会報告書」にまとめられている。平成24(2012)年度より「企画点検委員会」に代わり「大学協議会」がその役割を担うことになり、評価体制がより強化された。

自己点検・評価活動の結果を活用するためのPDCAサイクルの枠組みは確立されており、1学部1学科から2学部3学科への組織改編を機に、より大学の自主性・自律性を重視したPDCAサイクルを構築するための取組みが進められている。

**大学独自の基準に対する概評**

**基準A. 社会連携**

**A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供**

**A-1-① 大学施設の開放、公開講座など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供**

**A-2 教育研究上における、他大学や他法人との適切な関係の構築**

**A-2-① 教育研究上において、他大学や他法人との適切な関係**

### A-3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること

#### A-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか

##### 【概評】

教育施設のホールを学生による学修成果の発表に使用するほか、卒業生を中心とした学外団体に貸出しを行い、大学が持っている独自の人的・物的資源を社会に広く提供している。

短期大学以来の伝統を持つ音楽学科では、高校生に対する実技講習会や、一般向けのセミナー、更に各演奏ホールなどの貸出しなどを通して活発な社会活動を行っている。

大学主催の公開講座が「道民カレッジ」連携講座の一つに指定され、その受講が「道民カレッジ」の単位として認定される場合もあり、地域貢献に大きく役立っている。なお、ホームページ上に「道民カレッジ連携講座(2単位認定)」との記載があるが、大学が付与する単位と異なることがわかるよう記載の工夫が望まれる。

「リスト・フェレンツ音楽芸術大学との国際交流協定」「北海道教育大学及び札幌コンサートホールとの連携事業」「北海道三岸好太郎美術館との連携事業」「札幌交響楽団への維持支援」「PMF (Pacific Music Festival) との交流事業」など大学や法人などとの関係が構築されている。

音楽関係では、音楽療法活動を通じた地域貢献などユニークな地域社会との連携事業が実施されている。

「黒松内音楽療法・吹奏楽研修」「札幌市東区のほかの教育機関の協同によるまちづくり推進支援」「美唄市との連携」など、大学の専門性である音楽の演奏や音楽療法などを通じて、地域に根付いた大学として幅広い地域貢献を実施している。





